

勤労学生援助会会則

(名称)

第1条 この会は、勤労学生援助会と称する。

(目的)

第2条 この会は、学生の奨学援護を行ない、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一、勤労学生の表彰
(学業に励むとともに、真面目にアルバイトを行ない勤労学生の模範とするに足る者を表彰する。)
- 二、奨学金の給付
(経済的理由により修学困難な者に、奨学金を給付する。)
- 三、その他目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 この会の趣旨に賛同し、会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出して入会するものとする。

- 2 会員で退会しようとする者は、書面により届出て退会することができる。
- 3 会員区分は以下の3つとする
 - 一、大学会員 大学コンソーシアム京都加盟の大学及び短期大学
 - 二、個人会員 個人で当会の支援を行うもの
 - 三、企業会員 企業で当会の支援を行うもの

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|-----|
| 一、会 長 | 一名 |
| 二、副 会 長 | 若干名 |
| 三、常任理事 | 若干名 |
| 四、理 事 | 若干名 |
| 五、監 事 | 二名 |

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決にもとづき日常の会務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この会の会務を審議し、処理する。
- 5 監事は、この会の経理を監査する。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長及び常任理事は、理事会において互選する。

- 2 理事、監事は、総会において、当会の創設関係者、各基金関係者及び会員中から選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は二年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは必要に応じて補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

(顧問・参与・相談役)

第9条 この会に顧問・参与及び相談役をおくことができる。

- 2 顧問・参与、相談役は、理事会の議を得て会長が委嘱し、会長の諮問に答え、または意見をのべることができる。

(会議)

第10条 この会に次の会議をおく。

- 一、総会
- 二、理事会
- 三、常任理事会

(総会)

第11条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は年一回開催する。
- 3 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、若しくは会員の三分の一以上の要求があったとき開催する。
- 4 総会は会長が招集し、議長は会員中から選出する。
- 5 総会における議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 総会は次の事項を審議する。
 - 一、事業計画及び事業報告に関すること
 - 二、予算及び決算に関すること
 - 三、会則の改廃に関すること
 - 四、その他重要な事項

(理事会)

第12条 理事会は、会長が必要と認めたとき、若しくは、理事の三分の一以上の要求があったときに開催する。

- 2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 理事会は、次の事項を審議する。
 - 一、総会に提出すべき事項
 - 二、会務運営に関する事項
 - 三、その他会長の必要と認める事項

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、必要に応じて、会長が招集し、次の事項を処理する。

- 一、会務運営の常務に関する事項
- 二、総会または、理事会の委任にかかわる事項

(経費)

第14条 この会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、個人会員、企業会員は年額一口三千円、大学会員は原則年額一口一万円とする。
- 3 会費は、毎年八月末日までにその年度分を納入するものとし、既納の会費は返戻しない。
- 4 年度途中における加入者の会費は、その年度末までをもって一ヵ年分とし、加入後一ヵ月以内に納入するものとする。
- 5 基金の運用については、別に定める資金運用管理規定に基づき行うものとする。

(事務局)

- 第15条 この会の事務を処理するため、事務局を公益財団法人大学コンソーシアム京都におく。
2 事務局に、書記をおき、会務に従事する。

(事業年度)

- 第16条 この会の事業年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

付 則

- 1 この会則は、昭和四十一年三月五日から実施する。
- 2 この改正は、昭和四十五年四月一日から適用する。
- 3 この改正は、昭和四十七年四月十三日から適用する。
- 4 この改正は、昭和五十八年四月一日から適用する。
- 5 この改正は、平成十五年十月二十二日から適用する。
- 6 この改正は、平成十六年十一月二十六日から適用する。
- 7 この改正は、平成十九年四月一日から適用する。
- 8 この改正は、平成二十年四月一日から適用する。
- 9 この改正は、平成二十四年十月二十六日から適用する。
- 10 この改正は、平成二十五年六月十八日から適用する。